

議案第105号

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年
法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月1日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、
当該条例の一部を改正するため。

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

石岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年石岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項，第31条第3項，第44条第3項及び第47条第3項中「又は看
護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。